

日本の国連外交

平成29年4月
外務省

目 次

1. 日本の国連外交・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
2. 安保理理事国としての取組・・・・・・・・P. 5
3. 安保理改革・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
4. 国連PKO等への協力・・・・・・・・P. 9
5. 人権分野での取り組み・・・・・・・・P. 12
6. 持続可能な開発のための2030アジェンダ・・P. 14
7. 気候変動（パリ協定）・・・・・・・・P. 17
8. 国連予算・国連邦人職員・・・・・・・・P. 20
9. 国際機関における邦人職員増強の取組み・・・・P. 25
10. 第71回国連総会・・・・・・・・P. 26

1. 日本の国連外交（1）

日本外交にとっての重要性

- 我が国の重視する様々な課題に関し国連が果たす役割の重要性
 - 日本自身の安全保障、持続可能な成長のためにも、安定した国際環境の創出が不可欠。そのために、国連は様々な分野で重要な役割。
 - 環境・気候変動、核軍縮・不拡散、紛争解決や平和構築、人権、テロ、貧困、感染症などが、外交における主要課題として顕在化。
 - 北朝鮮の問題など我が国の安全保障にとり重大な問題について、国連は重要な役割。現在、日本は加盟国中最多となる11回目の安保理理事国の任期（2016－17年）を務める等、安保理において精力的な取組を行っている。
- 国連の持つ正統性を最大限に活用
 - 人間の安全保障、防災、保健、アフリカへの支援等、日本の政策目標を実現する上で、普遍性（幅広い諸国の参加）、専門性（世界中の情報や知見の集約）に支えられた正統性（ソフトパワーの基盤）という国連の強みを、日本としても最大限に活用し、日本だけではできないことを実現。
 - 国際的ルールメイキングを主導する上でも、国連との連携が不可欠。

1. 日本の国連外交（2）

【参考：国連の沿革・概要】

- 1945年10月発足（当初の加盟国数：51）。
我が国は1956年12月18日に加盟（80番目の加盟国）。
現在のメンバー数は193（直近は2011年7月の南スーダンの加盟）
- 主要機関
総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、
国際司法裁判所、事務局
- 目的（国連憲章第1条）
 - ・ 国際の平和及び安全を維持すること
 - ・ 諸国間の友好関係を発展させること

1. 日本の国連外交（3）

国連への関与を強化する具体的取組

■ 制度面

- 21世紀にふさわしい効率的かつ効果的な国連の実現が喫緊の課題。
- 人権理事会、平和構築委員会の設立など、2005年国連首脳会合「成果文書」の諸改革を通じ、国連の機能を強化。
 - 人権理事会：設立当初にメンバー。現在は非理事国。2017年より理事国。
 - 平和構築委員会：日本は設立当初からのメンバー。
 - 安保理改革：「早期の改革」で一致。進展は限定的。

■ 資金面

- 予算の効率的活用と説明責任の確保 → 国連の行財政改革を進めつつ、財政上の義務（分担金）は誠実に履行。
- ODA予算や任意拠出金の確保・活用 → 外交政策実現のために重要。

■ 人材・ポスト面

- 国際機関選挙等を通じポストを獲得
 - 日本外交にとって重要度の高い機関・ポストの特定及び獲得に向けた選挙戦略、人材育成の実施。
例：天野 IAEA事務局長（2009年12月～）等。
- 国際機関日本人職員の増強
 - 日本は過少代表。JPO派遣や、国際機関職員候補者の発掘・育成を含めた中長期的な戦略を展開。

2. 安保理理事国としての取組

■ 1 1 回目の安保理理事国

2016年1月から2年間、日本は国連加盟国中最多となる11回目の国連安全保障理事会（安保理）非常任理事国を務めている。

■ 北朝鮮に関する安保理決議の採択等

- 日本は、2016年1月及び9月の北朝鮮の核実験や累次の弾道ミサイル発射を受け、更なる制裁措置を含む安保理決議第2270号及び第2321号の採択に大きく貢献。
- 安保理において、人権状況を含む「北朝鮮の状況」に関する会合が3年連続で開催され、日本は議論を先導。

■ 「アフリカにおける平和構築」に関する安保理公開討論

日本が安保理議長国を務め2016年7月には岸田大臣が議長となり「アフリカにおける平和構築」をテーマとする公開討論を主催。制度構築、人材育成、信頼構築、法の支配、科学技術の活用等の重要性を強調する安保理議長声明を採択。

■ 安保理作業方法改善のための取組

安保理の文書手続作業部会の議長を務め、安保理入りを控えた非常任理事国が事前に安保理の手続に習熟し、より効率的に準備を行えるようにする等、安保理の透明性、運営改善に貢献。また、安保理作業方法に関する公開討論も主催。

3. 安保理改革（１）

■ 国連安保理 = 国連の最重要機関

- 国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対し、法的拘束力のある決定を行いうる唯一の機関。

■ 安保理の正統性・実効性・代表性・透明性への疑問

- 国連発足以降、国際社会の構図は大きく変化し、機能も多様化したが、安保理の構成はほとんど変化なし（正統性の欠如）。
- 安保理の代表性、実効性、透明性の改善が急務（例：シリア情勢、ウクライナ情勢への対応と拒否権の問題等）。

〔参考〕安保理改革とは別途、安保理の運営（作業方法）改善を求める声の高まりあり。例えば、大規模残虐行為の場合には拒否権行使を抑制するよう求める案（フランス（常任理事国）案、ＡＣＴグループの行動規範）や、事務総長選出（安保理の勧告に基づき総会が任命）における透明性向上のための取組あり。

■ 日本は、これまで安保理内外で積極的に貢献 （軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障等） = 21世紀の安全保障理事会常任理事国に適任

■ 安保理の意思決定プロセスに、常時かつ直接関与することは、国益を増進

北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射（2006、09、16、17年）、対イラン制裁強化、韓国哨戒艦沈没（2010年）については、非常任理事国として関与。中でも、2016年1月及び9月の北朝鮮の核実験や、累次の弾道ミサイル発射を受け、安保理決議第2270号（2016年3月）及び第2321号（2016年11月）が採択され、北朝鮮に対する制裁措置が格段に強化された。この中で日本は、安保理での議論に積極的に参加し、両決議の採択に大きく貢献した。

3. 安保理改革（2）

<G4>

- 2005年、G4は決議案を作成し、各国へ働きかけ。アフリカとの決議案の一本化を追求するも、合意できず。必要な賛成票を得る見込みが立たず、G4決議案の採択を断念。
- 2011年、G4は、常任理事国・非常任理事国双方の拡大及び安保理作業方法改善からなる決議案（「短い決議案」）を作成し、各国へ働きかけたが、決議採択には至らず。
- 2010年以降は毎年外相会合を開催し、2015年には首脳会合、局長レベルでも近年は年に3回程度の会合を行う等、緊密に連携している。

<国連での政府間交渉>（※肩書きは当時）

- 2009年2月より政府間交渉を開始。改革実現のための交渉を文書に基づき進める声が高まるも、進展は限定的。
- 2015年7月31日、クテサ総会議長（ウガンダ）の下、ラトレイ政府間交渉議長（ジャマイカ常駐代表）が120カ国以上の立場を取りまとめた交渉文書を作成。9月14日、この文書を基礎として用いることを次の会期に引き継ぐ決定がコンセンサスでなされた。
- 2016年2月、今会期の政府間交渉の開始。同年10月26日、トムソン第71回国連総会議長は、シンガ・ルーマニア常駐代表及びヒアリ・チュニジア常駐代表を政府間交渉の新たな共同議長に任命。日本としては引き続き改革実現に向けて、文書に基づく交渉の早期開始を求めている。

G4案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2、アフリカ2、 ラ米1、西欧その他1
非常任理事国	14/15か国 現10+4/5 アジア1、アフリカ 1/2、ラ米1、東 欧1
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行 使しない

AU案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2、アフリカ2、 ラ米1、西欧その他1
非常任理事国	15か国 現10+5 アジア1、アフリカ2、 ラ米1、東欧1
拒否権	新常任理事国にも付与

3. 安保理改革（3）

G4外相会合（2016年9月21日、ニューヨーク）※日本、インド、ドイツ、ブラジル

1. G4外相は、21世紀の地政学的な現実を考慮におく必要がある包括的な安保理改革への揺らぎないコミットメントを強調し、国連創設から70年以上がたち、安保理はますます増大するグローバルな課題に対処するために適応する必要がある旨を確認。
2. また、実質的な進展が依然として限られていること、また、更なるモメンタムを作り、真の文書に基づく交渉に至るためには努力が強化される必要があると総括。
3. G4外相は、政府間交渉の枠組みの中で包括的な安保理改革に向けて引き続き取り組むことを約束。

安保理改革フレンズ・グループ・ハイレベル会合（2016年9月21日、ニューヨーク）

G4の他、アフリカ、カリブ諸国、英仏、北欧といった改革を推進する様々なグループからハイレベルが参加し、各国は安保理改革が喫緊の課題であるという認識を共有し、早期の有意義な安保理改革の実現に向け、同グループの枠組みで協力することを確認。

4. 国連PKO等への協力（１）

冷戦時、国連憲章が予定していたいわゆる集団安全保障は十全に機能せず。

➡ 国連は、停戦状態にある紛争地域における平和維持の手段として、平和維持活動（PKO）を展開。（国連憲章上で規定された活動ではなく、国連の慣行から生まれた活動。）

国連PKOの変遷

国連の統括の下、国連加盟国が任意で派遣する要員及び義務的に拠出するPKO分担金を得て活動。確たる定義は無く、弾力的に派遣や任務が定まり、今なお発展し続ける概念。

伝統的なPKO： 国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした軍事的活動。

（例：国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連キプロス平和維持隊（UNFYPIC）、国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）等）



パトロールの様子
（UNDOF：ゴラン高原）



停戦監視ポスト
（UNDOF：ゴラン高原）

冷戦終結後：国際社会が対応を迫られる紛争が、国家間の紛争から国内における紛争又は両者の混合型に変化。



複合型PKO： 平和維持及び平和構築に相互補完的に取り組む。軍事・警察・文民の要素を組み合わせ、①停戦監視、②平和構築活動（※）の促進、③人道支援や経済社会開発主体との調整、④文民の保護といった分野で活動。

（例：国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）、国連コートジボワール活動（UNOCI）、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）等）

※平和構築活動：元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、地雷対策、治安部門改革（SSR）その他の法の支配関連活動、人権の保護と促進、選挙支援、統治機能の回復と拡充への支援



道路整備（日本隊）
（UNMISS：南スーダン）



軍事連絡要員（日本隊）
（UNMIT：東ティモール）



警察官の訓練
（MINUSTAH：ハイチ）



元兵士の武装解除
（UNOCI：コートジボワール）

4. 国連PKO等への協力（2）

国際情勢

冷戦終結

1990年8月 湾岸戦争

民族的・宗教的対立による
内戦・テロ多発

（例）・ルワンダ内戦
・ボスニア紛争
・コソボ紛争
・東ティモール紛争

2001年、同時多発テロ
→有志国によるテロとの闘い

PKOの任務の多様化
（平和構築分野へと拡大）

国際平和協力法（PKO法）

1990年10月、国連平和協力法案
提出（廃案）

1990年11月、自公民三党合意

1992年、国際平和協力法施行
（多国籍軍への協力は除外。
伝統的なPKOへの協力が中心）

1998年、国際平和協力法改正

2001年、国際平和協力法改正

2015年、国際平和協力法改正
（①国連が統括しない国際的な平和協力活動への参加が可能に、②業務の拡充、
③武器使用権限の見直し等）

PKO法に基づく主な協力実績

13ミッションに延べ1万1千人以上
（自衛官、警察官、文民）を派遣。

アンゴラ（UNAVEM II）
（選挙監視要員）

カンボジア（UNTAC）
（施設部隊、文民警察要員等）

モザンビーク（ONUMOZ）
（輸送調整部隊等）

エルサルバドル（ONUSAL）
（選挙監視要員）

ルワンダ難民救援
（難民救援隊等）

ゴラン高原（UNDOF）
（輸送部隊等）

東ティモール（UNAMET, UNTAET, UNMISSET, UNMIT）
（文民警察要員、避難民救援空輸隊、派遣施設群、司令部要員、
選挙監視要員、軍事連絡要員）

アフガニスタン難民救援
（難民救援輸送隊）

イラク難民・被災民救援
（難民・被災民救援空輸隊）

ネパール（UNMIN）
（軍事監視要員）

スーダン（UNMIS）
（司令部要員）

ハイチ（MINUSTAH）
（施設部隊等）

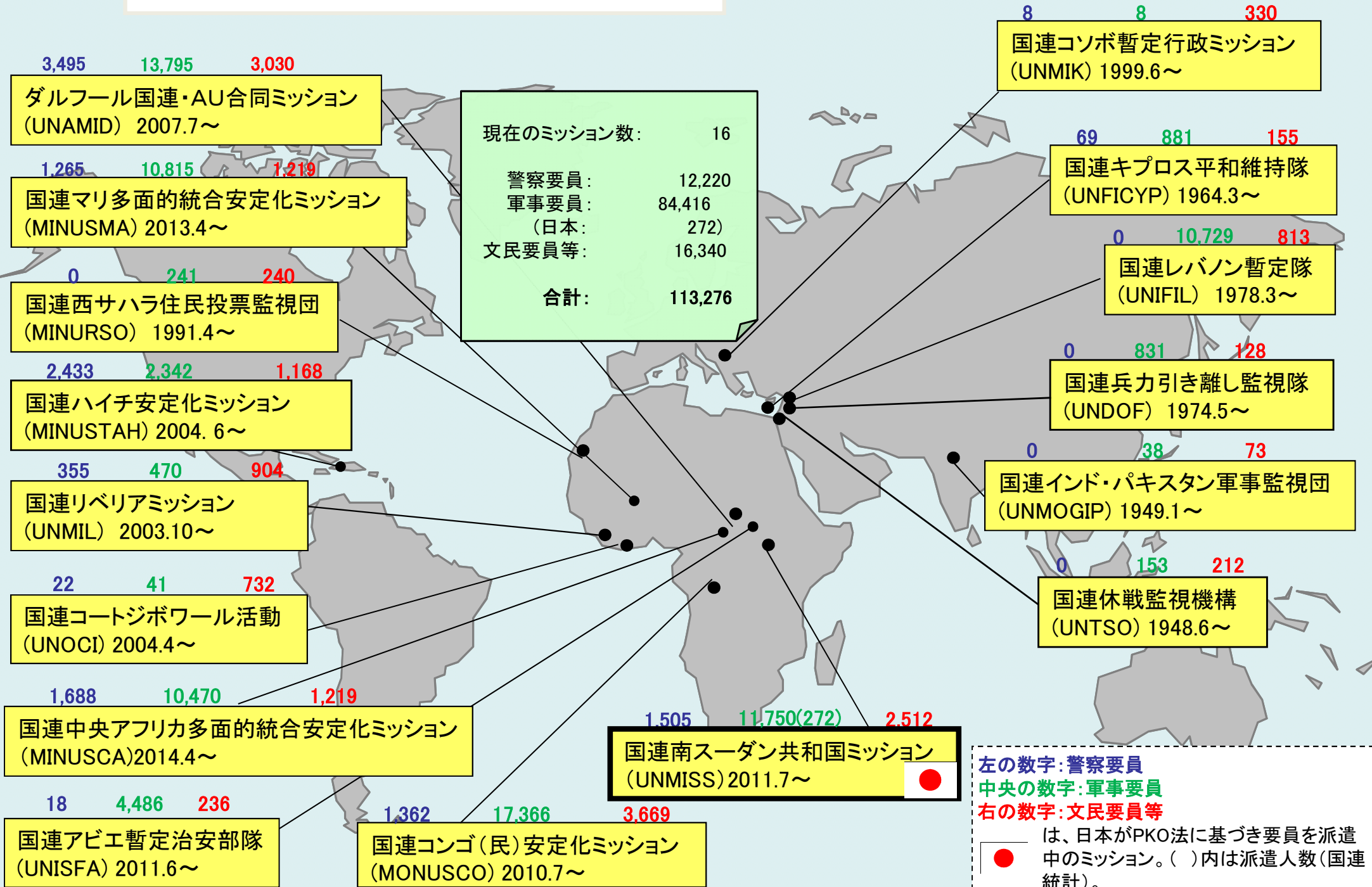
南スーダン（UNMISS）
（施設部隊等・司令部要員）

※枠内青色は現在派遣中。
施設部隊は5月末を持って活動を終了

- ✓我が国の国連PKOへの人的貢献は、国際社会からおしなべて高い評価。
- ✓中・長期的な外交努力や経済協力といった取組を伴う場合、より一層高い評価。
- ✓約81%の国民が国連PKOへの参加を支持（内閣府：平成27年度外交に関する世論調査）。

(3) 国連PKOの展開状況

(※)我が国はPKO法に基づきUNMISS(南スーダン)に約360名の要員を派遣中。ただし、右我が国要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。



(出典)国連ホームページ等(軍事・警察要員に関しては平成29年2月末現在、文民要員等に関しては平成28年11月末現在)

5. 人権分野での取り組み

人権フォーラムにおける決議の採択

- 国連で人権を扱う場である国連人権理事会や、国連第3委員会において、毎年数多くの決議を採択。
- これらの決議は、世界の人権問題に対する国際社会の意思形成、相互監視、規範構築の手段として、人権の保護・促進において重要な役割。



(例) 北朝鮮人権状況決議 (日本・EU共同提出)

- 我が国及びEUは、毎年、国連人権理事会及び国連総会に北朝鮮人権状況決議を提出。

①人権理事会（2008年以降）：拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善を求めるとともに、北朝鮮人権状況報告者のマンデートを延長するもの。2013年には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）を設置することを含む決議が採択された。COIが2014年2月に公表した報告書は、拉致問題を含む北朝鮮における深刻な人権侵害を「人道に対する犯罪」とし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会や国連にもさらなる行動を求める内容。

②国連総会（2005年以降）：COI報告書を受け、2014年以降は、北朝鮮における人権侵害の態様を詳述するとともに、「人道に対する犯罪」に言及し、安保理に対し、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討を含む適切な行動をとることを促している。

2014年より、3年連続で安保理において北朝鮮の人権状況を討論。

(参考) 人権諸条約

人種差別撤廃条約	女子差別撤廃条約	拷問等禁止条約	児童の権利条約	障害者権利条約	強制失踪条約
1965採択 1969発効 1995加入	1979採択 1981発効 1985批准	1984採択 1987発効 1999加入	1989採択 1990発効 1994批准	2006採択 2008発効 2014批准	2006採択 2010発効 2009批准
	個人通報 制度 選択議定書 1999採択 2000発効 未締結		視察制度 選択議定書 2002採択 2006発効 未締結	個人通報 制度 選択議定書 2011採択 2014発効 未締結 武力紛争 選択議定書 2000採択 2002発効 2004批准 児童ポルノ 選択議定書 2000採択 2002発効 2005批准	個人通報 制度 選択議定書 2006採択 2008発効 未締結

締約国は各条約の義務履行状況につき数年毎に報告を提出、条約委員会が審査を行い勧告を発出。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)

1966採択
1976発効
1979批准

第一選択議定書
(個人通報制度)

1966採択
1976発効, 未締結

第二選択議定書
(死刑廃止)

1989採択
1991発効, 未締結

経済的, 社会的及び文化的権利に関する
国際規約(社会権規約)

1966採択
1976発効
1979批准

選択議定書
(個人通報制度)
2008採択
2013発効, 未締結

国際人権規約

6. 持続可能な開発のための2030アジェンダ

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)とは

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。
- ✓ また、15年間で国際的な環境も大きく変化し、新たな課題が浮上。
 - ・ 環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
- 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。(詳細:次頁。17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。)
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組む。
- 全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会(3R:Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

(3) 我が国の取組

(1) SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から、対話の機会等を通じて積極的に貢献。
 - ✓ 政策対話の主催(2011年～2013年)、国連総会でのサイドイベント開催(2013年には安倍総理と岸田大臣出席)等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。
我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。(質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等)

(2) SDGs推進本部の設置と実施指針の策定

- SDGsが採択された国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明。
- 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制を構築。
- 広範な関係者(行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等)が集まり意見交換を行う円卓会議を設置。

【これまでの主なプロセス(2016年)】

- 5月 総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。
第1回会合において「SDGs実施指針」の策定に向けた総理指示。
- 9月 第1回円卓会議を開催。
- 10月 実施指針の骨子を決定(推進本部幹事会決定)。
パブリック・コメントを実施。
- 11月 第2回円卓会議を開催。
- 12月 第2回SDGs推進本部会合を開催。実施指針を決定。



SDGsを採択した国連サミットで演説する安倍総理(2015年9月)



SDGs推進本部会合
(2016年12月)

7. 2020年以降の枠組み：パリ協定（概要）

- 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（2015年11月30日～12月13日、於：フランス・パリ）において、「パリ協定」（Paris Agreement）が採択。
- ✓ 京都議定書に代わる、**2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み**。
- ✓ 歴史上はじめて、**先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な合意**。
- 安倍総理が首脳会合に出席。
- ✓ **2020年に現状の1.3倍となる約1.3兆円の資金支援を発表**。
- ✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。
- 2016年11月4日、パリ協定が発効。我が国は11月8日に締結。



- パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。
- ✓ 世界共通の**長期目標**として**2℃目標**の設定。**1.5℃に抑える努力を追求すること**に言及。
- ✓ 主要排出国を含む**全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新**。
- ✓ **全ての国が**共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、**レビュー**を受けること。
- ✓ **適応の長期目標**の設定、各国の**適応計画プロセス**や**行動の実施**、**適応報告書の提出と定期的更新**。
- ✓ **イノベーションの重要性**の位置付け。
- ✓ 5年ごとに**世界全体としての実施状況を検討する仕組み**（グローバル・ストックテイク）。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、**途上国も自主的に資金を提供**。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた**市場メカニズムの活用**を位置付け。
- ✓ 発効要件に**国数及び排出量**を用いること。

2020年に向けた日本の取り組み
美しい星への行動 2.0 (Actions for Cool Earth: ACE2.0)

理念＝「途上国支援とイノベーションからなる二つの貢献」

※COP21首脳会合にて、安倍総理より「美しい星への行動2.0 (ACE2.0)」を発表。

- COP21での温室効果ガス削減のための新たな枠組みへの途上国の参画を促すためには、**先進国からの支援**が鍵（2020年までに年間1000億ドルを供与する既存のコミットメントあり）。また、世界レベルでの抜本的な排出削減のためには、**技術革新が不可欠**。
- **先進国第二の経済規模、温室効果ガス排出量を持つ日本**として、途上国に手を差し伸べるからこそ、**世界の気候変動対策の進展、COP21成功への貢献**。
- **イノベーション先駆者である日本**として、革新的技術の開発を更に強化し、世界をリードすることこそ、**抜本的な排出削減への国際貢献**。

途上国支援

- **我が国の途上国支援を、2020年に、官民合わせて約1兆3千億円、現在の1.3倍にすることを表明。**（上記1000億ドルコミットに対応）
- 地熱発電、都市鉄道、防災インフラ、水確保など日本の得意分野で貢献。
- その他、アジア・太平洋島嶼国における早期警戒システム構築や都市間連携・人材育成も推進

イノベーション

- 革新的エネルギー・環境技術の開発強化に向け、「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定。
- 二国間クレジット制度（JCM）等を通じた優れた低炭素技術の普及を推進。

8. 国連予算・国連邦人職員（概要）

1. 国連通常予算

- 国連通常予算は二力年予算（偶数年1月1日から翌年12月31日）。2016－17年二力年通常予算（2016年1月現在）は約54億ドル。その内訳は活動経費、会議サービス経費、職員給与、建設費など多岐に亘る。中でも、特別政治ミッション（SPM）は、通常予算の5分の1を占める。なお、23の国連関係機関（基金・計画、専門機関）の予算は含まない。
- 我が国の分担率は9.68%であり、2016年の分担金額は、約2.4億ドル。

2. PKO予算

- PKO予算は単年度予算（7月1日から翌年6月30日）。2016/2017年PKO予算は総額78.7億ドル。我が国の分担率は9.68%であり、2016年の分担金額は約10.2億ドル。
- PKO予算規模は、大規模ミッションの新規設立やPKO要員の増加等により、ここ15年で3倍以上に増加。

3. 国連邦人職員

- 2016年における国連及び関係機関の日本人職員は793名。うち幹部職員（Dレベル以上）は70名。

我が国の国連分担率・分担金

1. 我が国の国連分担率

■ 2015年の分担率交渉の結果、我が国の2016－18年の国連通常予算分担率は9.68%となった（加盟国中第2位（第1位は米国の22%））。

■ 過去3年間（2013－15年）の分担率（10.833%）より1.153ポイント減。

2. 我が国の国連分担金額 （暦年の要請額ベース）

■ 2016年に割り当てられた我が国の通常予算分担金額は約2.4億ドル（2015年は約2.9億ドル）。

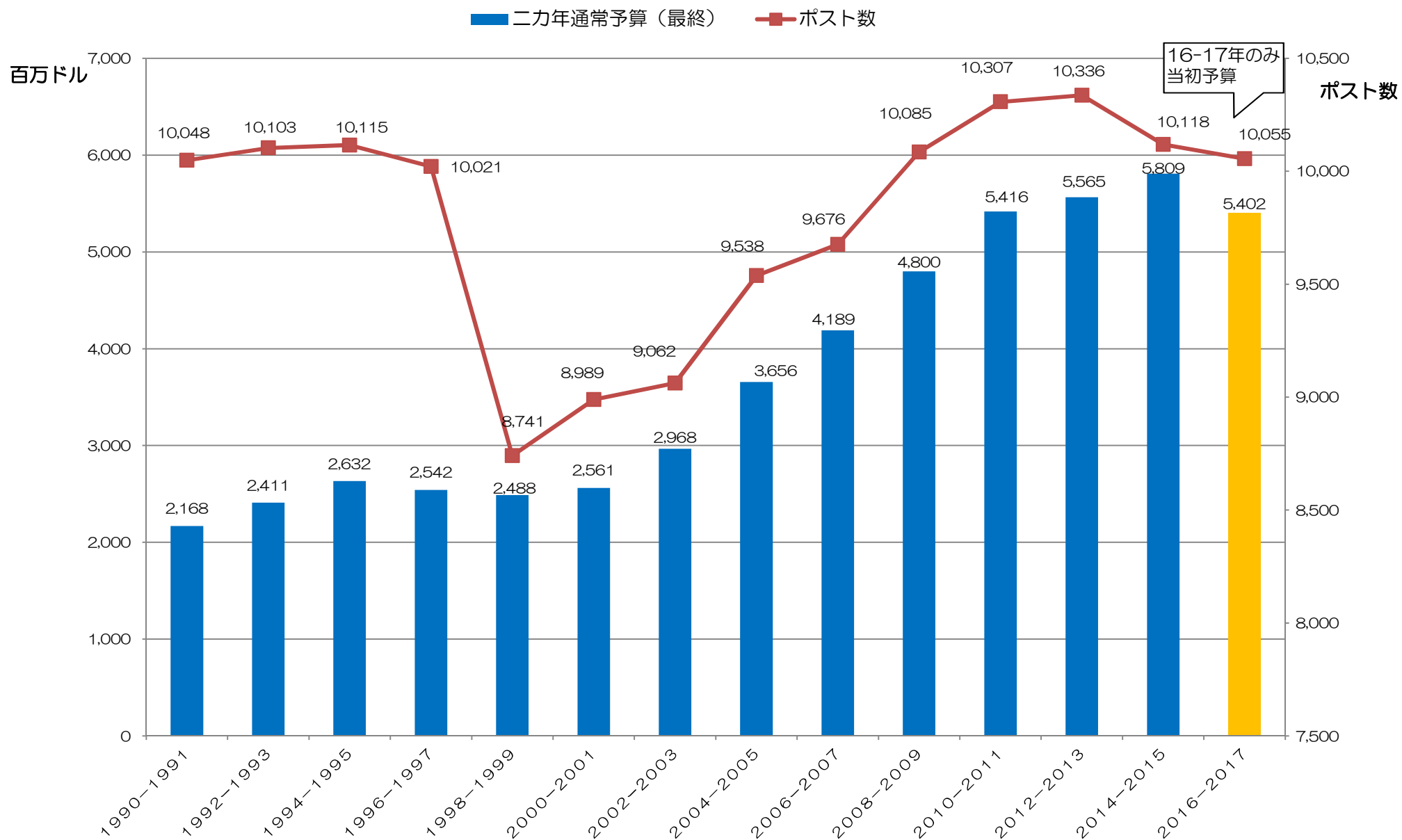
■ 2016年に割り当てられた我が国のPKO予算分担金額は約10.2億ドル。

【参考】主要国の国連通常予算分担比率

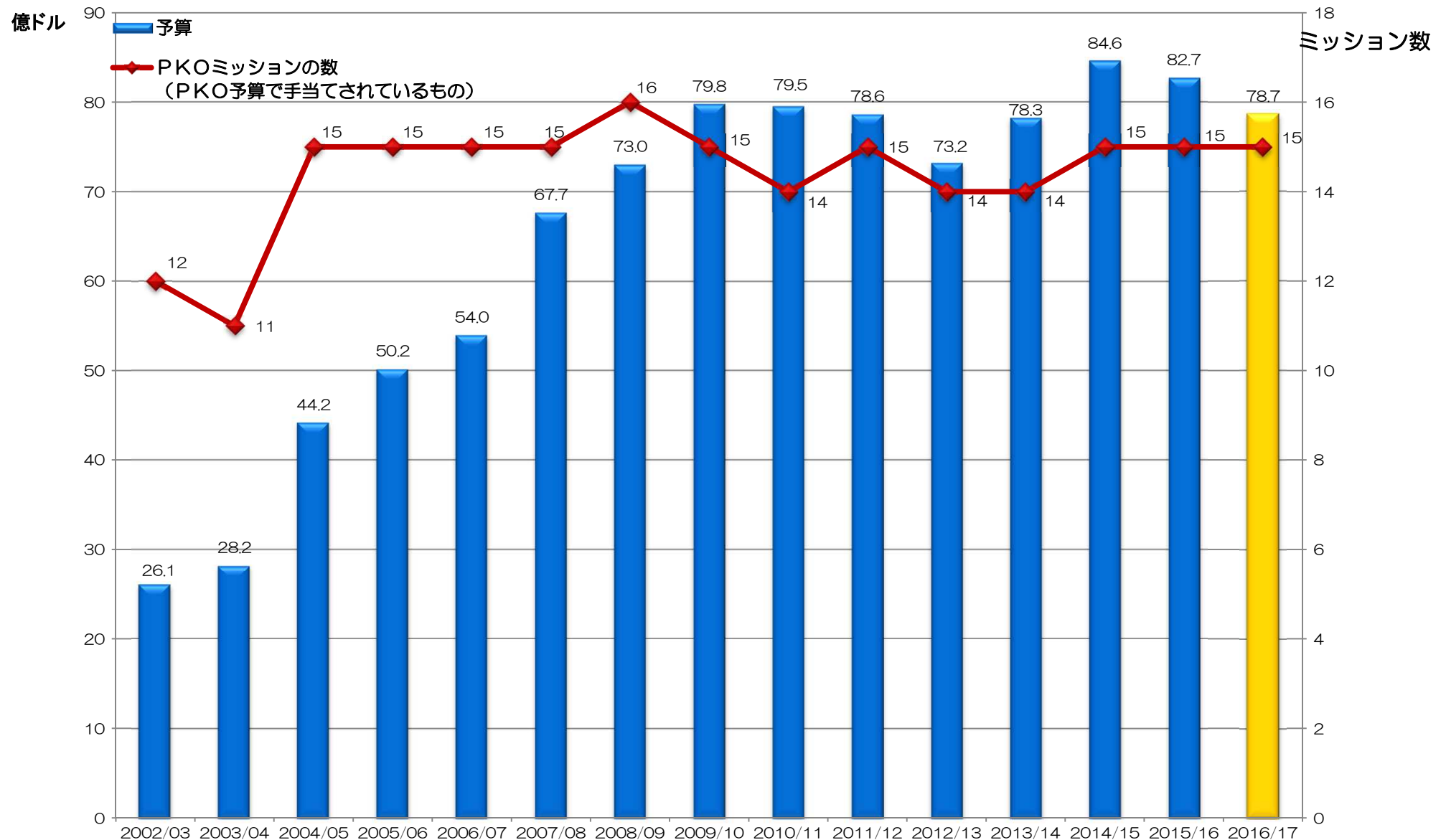
順位※	国名	2013－15年	2016－18年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0
2	日本	10.833%	9.680%	-1.153
3	中国	5.148%	7.921%	+2.773
4	ドイツ	7.141%	6.389%	-0.752
5	フランス	5.593%	4.859%	-0.734
6	英国	5.179%	4.463%	-0.716
7	ブラジル	2.934%	3.823%	+0.889
8	イタリア	4.448%	3.748%	-0.700
9	ロシア	2.438%	3.088%	+0.650
10	カナダ	2.984%	2.921%	-0.063

※2016－18年の順位を記している。

国連通常予算（2力年予算）の推移

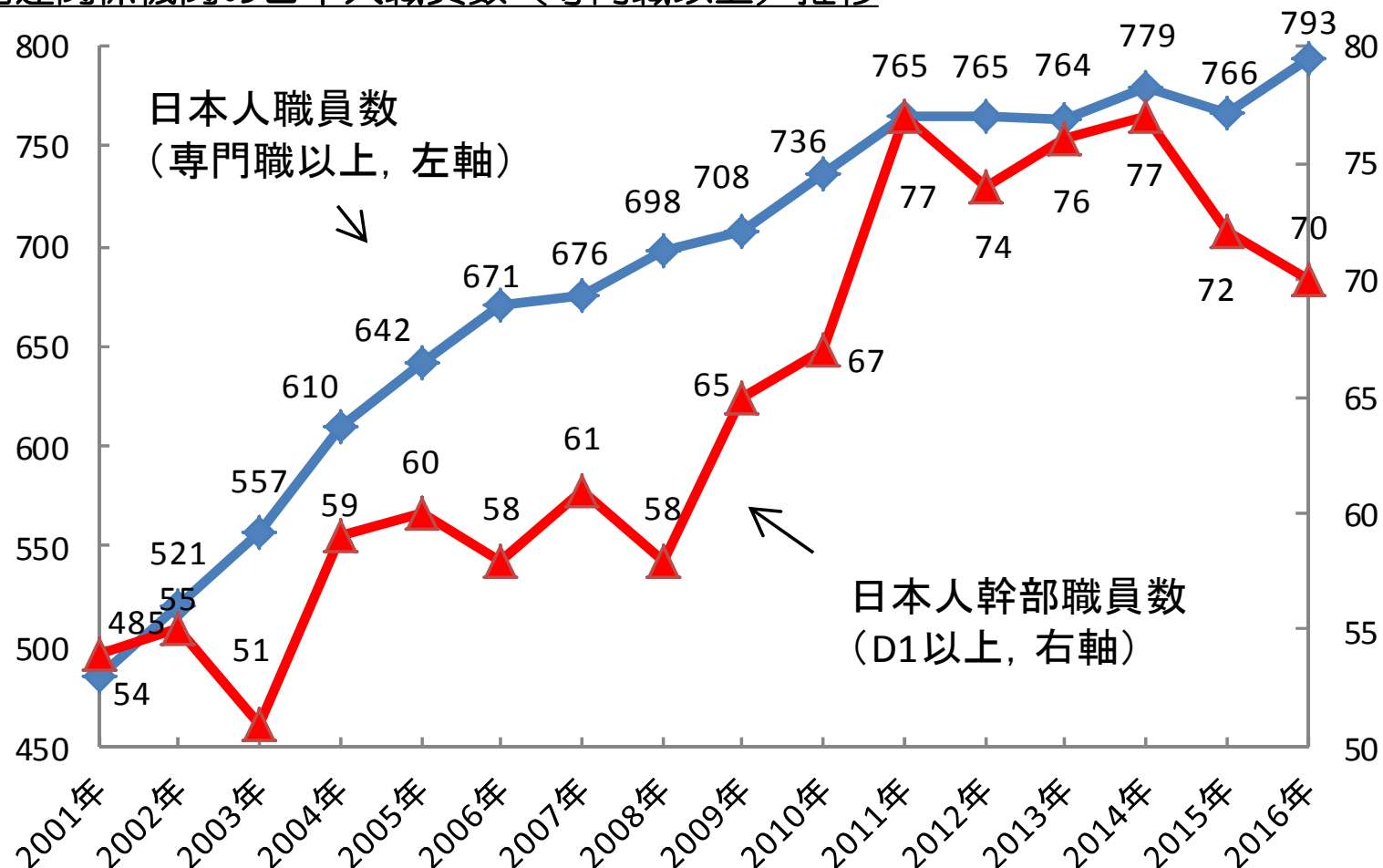


PKO予算及びミッション数の推移



国際機関邦人の現状

国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）推移



（各年1月現在。2014年以降は前年12月31日現在。外務省調べ）

国連関係機関の日本人幹部職員

〈USG相当（3名）〉

高須 幸雄
国連事務局(UN)事務次長（管理局長）
天野 之弥
国際原子力機関(IAEA)事務局長
山本 忠通
国連アフガニスタン支援ミッション
(UNAMA)事務総長特別代表

〈ASG相当（5名）〉

中満 泉 国連開発計画（UNDP）危機対応局長
（※国連事務次長（軍縮担当上級代表）に就任予定）
西本 伴子 国際労働機関（ILO）アジア太平洋地域総局長
高木 善幸 世界知的所有権機関(WIPO)事務局長補
沖 大幹 国連大学（UNU）上級副学長
井上 肇 世界保健機関（WHO）事務局長アドバイザー
柏木 幹夫 国際農業開発基金（IFAD）財政運営局長

（2017年3月現在）

9. 国際機関邦人増強施策の現在の取組み

JPO派遣制度の実施

- 国際機関に勤務を希望する若手邦人を、日本国政府（外務省）が給与等の経費を負担することにより原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開くことを目的としたJPO派遣制度を実施。本制度が始まった昭和49年からの累計で約1,500名を派遣し、2001年以降の派遣者の約7割が派遣後に国際機関に正規採用されている。
- 平成27年度以降、予算の増額に伴い派遣者数を増加。平成27年度は65名を派遣。
- 行政事業仕分けや行政事業レビュー等を受けて、派遣後の採用率を向上するため、①在外公館向けガイドラインを作成し、フォロー体制を強化、②3年目任期延長基準の厳格化、③採用率の高い機関・ポスト等を分析し、ポストマッチングの際に考慮、④P3レベルでの派遣、⑤内部候補者となるよう国際機関側に選考させる取組み、⑥JPO選考第2次試験（面接等）の海外での実施、⑦派遣前研修を活用したCV・面接トレーニング等を実施している。

潜在的候補者の発掘・育成

- 国内の大学等教育機関や国際協力に関するイベント、留学相談会、転職フェア等に職員を派遣しガイダンス等を実施。平成27年度は80回延べ8000人以上。その他、高度の専門家集団（医師、弁護士、公認会計士等）に対してもガイダンスを実施。また、国連アウトリーチ・ミッションも毎年受け入れ。
- 専用のホームページやメーリングリスト、Facebook, twitter等を活用し、空席情報や国際機関のセミナー等の情報を発信。
- 事前に履歴書を登録し、その添削・評価をする一方、必要に応じて個別にポストを紹介するロスター制度を運用。
- 平和構築人材育成事業（総平主管）をHPCに委託して実施。UNVと連携したコースや中堅レベルの日本人向けのキャリアセミナー等を実施。

国際機関への働きかけ

- 要人往来や政策対話等の機会に国際機関側へ働きかけを実施。また、個別人事がある場合には、代表部等を通じ採用を働きかける。
- 邦人関与が見込まれるプロジェクト案件の優先採用。
- 在外公館における国際機関とのネットワーク・信頼関係の構築。



10. 第71回国連総会

安倍総理及び岸田外務大臣は、9月18日－22日、第71回国連総会出席のためニューヨークを訪問。今次訪問を通じて、各国首脳等との信頼関係を強化し、北朝鮮情勢、難民・移民問題、軍縮・不拡散など国際社会が直面する課題に対する我が国のビジョンや立場を積極的に発信。

1 グローバル課題の解決に向けた積極的貢献のアピール

- 安倍総理： 難民及び移民に関する国連サミット、米国主催難民サミット、シリア情勢に関する安保理ハイレベル会合、HeForSheレセプション等
- 岸田大臣： 第8回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合、国際シリア支援グループ（ISSG）閣僚級会合、G4外相会合、G7外相会合、平和構築基金プレッジング会合等
- 安倍総理・岸田大臣： NY在住の日本人国際機関職員激励



難民・移民サミット



日英首脳会談

2 重要国・地域グループとの関係強化

- 安倍総理： 米、英、中、カタール、アフガニスタン、パキスタン、トルコ、イラン、コロンビア、ウクライナ、太平洋島嶼国、国連事務総長、国連総会議長等
- 岸田大臣： 韓、豪、サウジアラビア、ロシア、エチオピア、パキスタン、インドネシア、英国、日米韓、カリコム



G7外相会合 25

3 日本の魅力・強みの積極的発信

- 安倍総理： 金融関係者との対話、対日投資セミナー、訪日観光セミナー、和食レセプション

第71回国連総会における一般討論演説のポイント

安倍総理は4年連続で国連総会一般討論演説を行い、概要以下のとおり述べた。

◆ 北朝鮮への対処

- 北朝鮮による核実験・ミサイル発射の脅威は、これまでと異なる次元。安保理は、新次元の脅威に対し、明確な態度を示すべき。また、北朝鮮は、当時13歳だった少女を含む多数の日本人を拉致。日本は全員の速やかな返還を強く要求している。
- オバマ大統領の広島訪問により、核廃絶に向けた誓いは太平洋兩岸を超えて新たな力を得た。
- 本年は日本の国連加盟60周年。日本は世界の平和、核兵器の廃絶を揺るぎなく求めてきた。
- 国連が北朝鮮の野心を挫くべく、日本は理事国として安保理の議論を先導。

◆ 国連加盟60周年を迎える日本の貢献

- 一平和、成長、不義と不正のない世界を目指す国連の大義へ、日本は60年間力を惜しまなかった。
- 一成長があってこそ平和は根付き、不正をただしていくことができる。日本は、開かれ、自由で法とルールの支配において揺るぎのない世界の秩序を守る側に立ち続ける。
- 一日本は持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置、気候変動における約束等、持続的成長に向けた取組も行っていく。
- 一日本はこの先60年においても国連強化のための努力を惜しまない。

◆ 安保理改革

アフリカ、ラテン・アメリカに代表がない国連のガバナンス構造には根本的変化が必要。安保理改革は今実施しなければ容易に先送りされてしまう。国連の強化を念じる側に立つ限り、安保理改革は急務。

難民及び移民に関する国連サミット（2016年9月19日） 米国主催難民サミット（2016年9月20日）

1. 成果

- 第二次世界大戦後、最悪といわれる深刻な人道危機に対処するためハイレベルが参加し議論。2016年5月の「世界人道サミット」に続く重要な機会（注1）。
- 「国連サミット」においては、未曾有の規模の人の移動に対処するため、国際的な責任の分担と協力をうたう「ニューヨーク宣言」を全会一致で採択。
- 「難民サミット」においては、メイ英首相、トルドー加首相、レンツィ伊首相、ターンブル豪首相が主要ドナー国として参加し、具体的な貢献策を表明。全体として、昨年と比較して、3割強の資金増により約145億ドルとすることや、難民受入数を36万人（注2）とすることへのコミットメントが得られた。

（注1）2015年末時点で避難を余儀なくされた人は、約6,530万人（うち、難民（申請中を含む）は約2,450万人、国内避難民は、約4,080万人）。

（注2）UNHCRが2016年3月に開催した、直近の難民受入れのプレッジング会合では、18万人のコミットメントが得られたことから、米は、この2倍の受入れ数を今次サミットの目標としていたもの。

2. 総理出席の意義

- 両サミットに出席した安倍総理は、G7議長国として「移民及び難民危機」を取りまとめた成果を発信。根本原因に対処するための中長期的な取組の重要性を強調。
- 具体的には、緊急的な「人道支援」に加え、難民の自立や受け入れ国の経済発展を支える「開発支援」を並行して進める「人道と開発の連携」を推進する旨表明。

難民及び移民に関する国連サミット（2016年9月19日） 米国主催難民サミット（2016年9月20日）

3. 我が国が表明した貢献

- 難民等への人道支援、自立支援及び受入れ国・コミュニティ支援として、2016年から3年間で総額28億ドル規模の支援を実施。
- 世界銀行のグローバル危機対応プラットフォーム（GCRP（注））への総額1億ドル規模の協力。

（注）世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームとは、難民を始めとした人道危機に対して、譲許性の高い資金を提供する枠組み。



- 2016年、紛争の影響を受けた約100万人への教育支援・人材育成、青年海外協力隊員等からなる「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」による難民支援。
- 今後5年間で最大150名受け入れるシリア人留学生の家族を我が国の制度の枠内でなるべく受け入れる。

【参考】主要国が表明した貢献

国	資金拠出（国連アピール以外の人道支援を含む。）	難民受入れ
米国	2016年に70億ドル（前年比16%増）。2016-20年(5年)でGCRP向け5,000万ドル拠出。	2016年は8.5万人（年間）。2017年は11万人（年間）を目標。
英国	2016年に20億ドル以上（前年比10%以上増）。	2万人(2020年まで)を既にプレッジ済み。
カナダ	2016年に前年（5億1,700万ドル）比で10%以上増	プレッジ済みのシリア難民2万5千人（累計）に加えて、2016年末までに4万4千人（累計）。
仏	2016年に1.1億ドル追加拠出。難民の教育支援として2016-18年(3年)で5,500万ドルを拠出。ヨルダンに11億米ドルの借款供与。	2017年末までに、ギリシャ、イタリア、トルコから到着する難民3万人を受入れ。
イタリア	2016年に1.1億米ドル（前年比30%）を増額。	3,000人（累計。2017年まで）を既にプレッジ済み。
豪州	2017-19年(3年)に1億米ドル追加拠出。	これまで13,750人（年間）の受入れを実施。2018年以降も18,750人（年間）を維持。